

諮問庁：外務大臣

諮問日：令和4年8月29日（令和4年（行情）諮問第497号）

答申日：令和5年5月25日（令和5年度（行情）答申第66号）

事件名：特定期間に行われた懲戒処分に係る処分説明書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「全省庁の懲戒処分説明書（令和3年10月1日から令和4年3月31日までの期間）のうち、外務省において行われた懲戒処分に係るもの」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和4年7月14日付け情報公開第01023号により外務大臣（以下、「外務大臣」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）につき、原処分の取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

日本国民が懲戒処分書を通じて行政にかかわる職員が如何に低劣であるかを認識して日本国民の管理監督指導の下、奉仕させる必要があることを理解するためである。

不開示部分は特定の個人を識別することができるものに該当せず法の目的「政府の有するその諸活動を国民に説明する義務がまっとうされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判のもとにある公正で民主的な行政の推進」にのっとり不開示部分の開示を求める。

外務省は消費税が導入時から所得税法人税の穴埋めに使われたにもかかわらず、それを指摘した特定政党Aの特定議員Aに向かって公共の電波ででたらめを言うなど発言する特定議員Bが所属する特定政党Bの特定議員Cが大臣を務めていたこともあり、開示請求者に対して不開示に該当するとしてでたらめを言うおそれがある。

そのため処分庁の不開示の判断については不開示部分が日本国民の生命、健康、生活または財産を保護するために必要な情報であるか確認する必要があるため不開示部分のあらためて開示請求をする（原文ママ）。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

処分庁は、令和4年6月14日付けで受理した審査請求人からの開示請求「令和3年10月1日から令和4年3月31日までの全省庁の懲戒処分説明書のうち、外務省において行われた懲戒処分に係るもの」に対し、本件対象文書を特定し、部分開示とする決定を行った（令和4年7月14日付け情報公開第01023号、原処分。）

これに対し、審査請求人は、令和4年8月5日付けで本件対象文書について、「不開示部分の開示を求める」旨の審査請求を行った。

#### 2 原処分について

本件対象文書の不開示部分は、処分を受けた外務省職員個人の氏名等、法令若しくは慣行により公にされていない情報であり、公にすることにより当該個人の権利利益を侵害するおそれがあり、また、当該職員に対する矯正措置、人事管理に係る事務に関し公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあり、法5条1号又は6号に該当するため、不開示とした。

#### 3 審査請求人の主張について

審査請求人は、「外務省は消費税が導入時から所得税法人税の穴埋めに使われたにもかかわらず、それを指摘した特定政党Aの特定議員Aに向かって公共の電波ででたらめを言うなど発言する特定議員Bが所属する特定政党Bの特定議員Cが大臣を務めていたこともあり、開示請求者に対して不開示に該当するとしてでたらめを言うおそれがある。そのため外務省の不開示の判断については不開示部分が日本国民の生命、健康、生活または財産を保護するために必要な情報であるか確認する必要があるため不開示部分のあらためて開示請求をする（原文ママ）」と主張している。

しかしながら、処分庁の原処分において不開示とした部分は法5条1号又は6号に基づくものであって、審査請求人の主張には理由がない。

#### 4 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分を維持することが適当であると判断する。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和4年8月29日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年10月3日 審議
- ④ 令和5年4月24日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年5月19日 審議

### 第5 審査会の判断の理由

## 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象文書につき、その一部を法5条1号及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は不開示部分の開示を求めているところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

## 2 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 本件対象文書は、外務省において令和3年10月1日から令和4年3月31日までの間に行われた懲戒処分に係る2件の処分説明書（以下「本件処分説明書」という。）であり、①当該処分に対する不服申立てについて説明した「(教示)」欄のほか、②処分者の官職及び氏名を記載する「1 処分者」欄、③被処分者の所属部課、氏名、官職並びに俸給の級及び号俸を記載する「2 被処分者」欄並びに④処分発令日、処分効力発生日、処分説明書交付日、根拠法令、処分の種類及び程度、国家公務員倫理法26条による承認の日、刑事裁判との関係及び国家公務員法85条による承認の日並びに処分の理由を記載する「3 処分の内容」欄が設けられている。

原処分においては、上記③の「2 被処分者」欄のうち、「所属部課」、「氏名(ふりがな)」、「官職」及び「級及び号俸」の一部並びに上記④の「3 処分の内容」欄のうち、「処分の理由」の一部（以下「本件不開示部分」という。）が、法5条1号及び6号に該当するとして不開示とされており、その余の部分は開示されていると認められる。

### (2) 検討

本件対象文書には、被処分者の非違行為の内容並びにこれらに対する処分の種類及び程度が、当該被処分者の氏名、所属及び官職等と共に記載されていることから、本件対象文書に記載された情報は、全体として当該被処分者に係る法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

#### ア 法5条1号ただし書イ該当性について

(ア) 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件処分説明書に係る処分は、いずれも「懲戒の処分の公表指針について(通知)」(平成15年11月10日総参一786、人事院事務総長発)(以下「人事院通知」という。)の公表対象には該当しないことから報道機関への公表は行っていないとのことであった。

(イ) 上記第3の2及び上記(ア)の諮問庁の説明を踏まえ、当審査会事務局職員をして、人事院のウェブサイト上に公表されている人事

院通知を確認させたところ、本件処分説明書の事案については、いずれも人事院通知による公表対象に該当しないことが認められ、その他処分を公表していないことについて、これを覆すに足りる事情も認められない。

(ウ) したがって、本件不開示部分については、法令の規定により又は慣行として公にすることが予定されている情報であるとする事情は認められない。

イ 法5条1号ただし書ロ及びハ該当性について

本件不開示部分は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報であるとはいえず、法5条1号ただし書ロに該当するとは認められない。

また、被処分者が公務員であり、不開示部分に被処分者の職務に係る記述が含まれるとしても、懲戒処分を受けることは、被処分者に分任された職務の内容に係る情報とはいえず、本件不開示部分は、法5条1号ただし書ハに該当するとは認められない。

ウ 法6条2項の部分開示の可否について

(ア) 本件不開示部分のうち、「2 被処分者」欄の「所属部課」、「氏名(ふりがな)」、「官職」及び「級及び号俸」の部分は、個人識別部分であることから、部分開示の余地はない。

(イ) 本件不開示部分のうち、「3 処分の内容」欄の「処分の理由」に記載の部分は、これを公にした場合、同僚、知人その他の関係者においては、当該被処分者が誰であるかを知る手掛かりとなり、その結果、非違行為の詳細等、当該被処分者にとって他者に知られたくない機微な情報がそれら関係者に知られることになり、当該被処分者の権利利益を害されるおそれがないとは認められないので、部分開示できない。

(3) したがって、本件不開示部分は、法5条1号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同条1号に該当すると認められるので、同条6号について判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子，委員 太田匡彦，委員 佐藤郁美